

森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務

入札説明書

令和元年 7 月

公益社団法人岐阜県森林公社

この入札説明書は、「森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務」に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務

(2) 業務の概要等

仕様書による。

(3) 業務期間

契約の日から令和2年2月14日まで

詳細は仕様書による。

(4) 納入場所

岐阜県美濃市生櫛1612-2「岐阜県中濃総合庁舎」

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎1階

公益社団法人岐阜県森林公社「森のジョブステーションぎふ」確保支援課

電話：0575-33-4011（内線424）

FAX：0575-46-8408

メール：m-job@gifu-shinrin.or.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和元年 7 月 1 日(月)から令和元年 7 月 12 日(金)までの毎日(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。

※なお、入札説明書は、森のジョブステーションぎふホームページからも入手可能です。

森のジョブステーションぎふHP (<https://gifu-shinrin.or.jp/labor>) >お知らせ

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加資格希望者は、下記期限までに様式 1「入札参加資格確認申請書」を 3 の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出部数 1 部

ウ 提出期限 令和元年 7 月 12 日(金)午後 5 時(郵送の場合は必着のこと。)

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

エ 守秘義務等

(7) この入札説明書の交付を受けた者は、公益社団法人岐阜県森林公社から提供を受けた文書、データ等すべて(この入札説明書のほか、追加資料、口頭による説明情報を含む。)について守秘義務を負い、第三者に漏らさないこと。また、本件の入札手続以外の目的(公告、宣伝、販売促進及び公報等を含む)に使用しないこと。

(4) 提出された書類は返却しないものとする。

オ 審査及び通知

(7) 提出された資料を審査した結果に基づき、令和元年 7 月 19 日(金)までに入札参加資格の有無を書面により通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和元年 7 月 23 日(火)午後 2 時から

イ 場所 岐阜県美濃市生櫛 1612-2 岐阜県中濃総合庁舎 1 階「1 北会議室」

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約事項を示す場所

3 の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、様式2「入札書」により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に様式3「委任状」を提出するものとする。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の金額及び数量については訂正不可とし、それ以外の訂正については訂正印によること。また、一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができないものとする。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできないものとし、仮にくじを引かない者があるときは代わりに本件入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

また、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札は原則として1回のみとする。

エ 最低制限価格の有無

無し

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

キ 落札者の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

なお、落札者は、契約を締結する前までに、落札価格の内訳書（様式任意）を提出しなければならない。

ク 入札の辞退

入札を辞退する場合は、様式4「入札辞退届」を提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和元年7月12日（金）午後5時までに、書面により3の(1)まで提出するものとする。

令和元年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社 理事長 様

岐阜県入札参加資格者番号（ ）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

入札参加資格確認申請書

「森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務」の一般競争入札に参加したいので申請します。

なお、入札説明書に記載の「入札参加者の資格に関する事項」について、各号の資格を有していることを誓約します。

※法人にあっては、法人及び代表者職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

入 札 書

¥ _____ 円
(消費税抜き)

名称 森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務

本書のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とします。

令和元年 月 日

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

(代理人) 印

公益社団法人岐阜県森林公社 理事長 様

※法人にあつては、法人及び代表者職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。ただし、入札者が代理人の場合は、代理人の氏名を記入し、代理人が使用する印鑑を押印すること。

委 任 状

令和元年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社 理事長 様

岐阜県入札参加資格者番号（ ）

住所又は所在地

商号又は名称

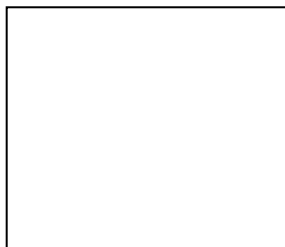
代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、「森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務」にかかる入札に関する一切の権限を委任します。

代理人の氏名

代理人が使用する印鑑



※法人にあつては、法人及び代表者職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

様式4

令和元年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社 理事長 様

岐阜県入札参加資格者番号 ()

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

入 札 辞 退 届

以下の理由により、「森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務」の一般競争入札を辞退したいので、届け出ます。

入札辞退の理由

※法人にあっては、法人及び代表者職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印すること。

森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務 仕様書

1 趣旨・目的

近年、岐阜県内の森林技術者数は減少傾向にあり、国内有数の森林県である岐阜県においては、林業の担い手確保は喫緊の課題となっている。

林業の担い手確保にあたっては、より多くの人に森のしごとを広く知ってもらうとともに、林業就業に係る情報を一元的に集約し、情報発信を効果的に行う必要がある。

このため、担い手確保における重要なプラットフォームである森ジョブホームページを刷新し、同ホームページの利用者数の増加を図り、もって岐阜県における林業の担い手確保につなげることを目的とする。

2 委託業務名

森のジョブステーションぎふホームページ刷新委託業務

3 業務期間

委託業務の期間は、契約の日から令和2年2月14日までとする。

なお、ホームページの公開は（１）の期間までに行うものとし、以降後に（２）の修正を行うものとする。

（１）ホームページの刷新と移行、マニュアルの作成

令和元年12月13日まで

（２）移行後の修正

ホームページ移行の日から令和2年2月14日まで

4 ホームページの刷新

以下によりホームページの刷新を行うこと。

（１）対象サイト

刷新の対象は森ジョブホームページ (<https://gifu-shinrin.or.jp/labor>) とする。

ただし、本業務により岐阜県森林公社ホームページ (<https://gifu-shinrin.or.jp/>) に影響を及ぼす場合は、その解消も併せて行うこと。

（２）刷新に係る前提条件等

刷新にあたっては、原則として既存コンテンツを引き継ぐとともに、以下の条件を満たすこと。

- ①CMS は、WordPress を使用すること。
- ②レスポンシブデザインとし、マルチデバイス対応とすること。
- ③Google アナリティクスに対応とすること (ID は発注者側で用意)。
- ④SNS (Twitter 等) との連携に対応とすること (ID は発注者側で用意)。

- ⑤求人情報については、Google for jobs に対応すること。
- ⑥SSL 対応とすること。
- ⑦URL に変更がある場合は 301 リダイレクト対応すること。
- ⑧Google Search Console へのサイトマップ送信に対応すること。

(4) デザインの見直し

以下によりデザインを見直すこと。

- ①全体的に岐阜県における「森のしごとのワクワク感」を伝えることのできるデザインに刷新する。
- ②サイト全体をコンセプトに沿った統一的なデザインにするとともに、操作に一貫性を持たせ、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、年齢層などに関わらず、誰もが見やすく、使いやすいホームページとする。
- ③新しい情報を容易に追加できるようにすることで、常にホームページの更新が継続され、その価値を高めるようなデザインを心掛けるものとする。
- ④統一感のあるデザインを出すため、ロゴデザイン（1点）・ロゴタイプ（1点）・ポイントイラスト（20点）を作成のうえホームページで使用する。それぞれ、事前に協議のうえ、案を提示して発注者の承認を得ること。
- ⑤事前にデザイン案を作成し、発注者の承認を得ること。

(5) 想定するサイトマップ

想定する刷新後のサイトマップは、図1のとおりとする。ただし、実際のサイトマップは図1をもとに、発注者と受託者で協議により決めるものとする。

(6) トップページの見直し

トップページ (<https://gifu-shinrin.or.jp/labor>) について、以下の機能を持たせること。

- ①就業ガイダンスや研修会等の情報、新規の求人情報、林業就業相談の連絡先などをホームページ訪問者の目につくようにすること。
- ②YouTube 動画を埋め込みできるとともに随時対象動画を変更できるようにすること。
- ③サイト内検索できるようにすること。

(7) コンテンツの拡充

図1のうち「ぎふの林業」以下の各コンテンツについては、森ジョブのパンフレットや動画の素材をベースに受託者において作成すること。

(8) 求人情報検索サービスの機能拡充

求人情報検索サービスについて、以下の機能拡充を行うこと。

- ①求人事業者の所在地をグーグルマップ等で確認できるようにすること。
- ②勤務地の検索をマップ上からできるようにすること。
- ③フォレストワーカー等の用語を解説するページを用意すること。

④求職情報の登録機能は削除すること。

(9) ブログの機能拡充

ブログについて、以下の機能拡充を行うこと。

①カテゴリー区分できるようにすること。

②記事一覧を表示できるようにすること。

5 ホームページの移行

以下により現行ホームページを刷新後のものに移行すること。

(1) サーバーとドメイン

必要なサーバーとドメインは発注者において契約、用意する。

(2) 移行等

上記(1)以外に必要となる作業はすべて受託者において行うこと。なお、必要な情報は発注者から提供する。

6 マニュアルの作成及び説明

更新・運用に係るマニュアルを以下により作成・説明を行うこと。

(1) 更新マニュアル

ホームページの更新に係るマニュアルを整備すること。マニュアル作成にあたっては、初心者でも更新できるように、配慮すること。

(2) 運用マニュアル

ワードプレス及び同プラグイン等の運用に係るマニュアルを整備すること。マニュアル整備にあたっては、初心者でも更新できるように、配慮すること。

(3) マニュアルの説明

ホームページの公開前に発注者側の担当者に内容の説明を行うこと。

7 ホームページ移行後の修正

公開後、1 カ月間の運用を経て、本仕様書の範囲内で改善すべき点が生じた場合には、上記4と6の範囲内で発注者側の指示により修正を行うこと。

8 成果物の納品

成果データは以下により納品すること。

(1) マニュアル

マニュアル類（上記7の修正を経た最終版）は、MS ワード形式及び PDF 形式で納品すること。

(2) データの納品

本業務にあたって作成・加工したデータは、今後も各種広報物等に活用できるように、

全て納品するとともに、イラストレータ形式 (ai) のデータについては、併せて PDF 及び JPEG 形式に変換したものも納品すること。ただし、発注者が納品不要と認めたものについてはこの限りでない。

9 著作権の譲渡等

成果物に関する所有権は、引渡時をもって発注者に帰属するものとする。著作権等については、別記 1 「著作権等取扱特記事項」によるものとする。

10 業務委託の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、データ漏えい等の防止措置を講ずること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

12 その他

(1) 資料およびデータの提供

本業務の遂行にあたり、受注者は、発注者の所有する写真データやイラストレータ形式等のデータ及びパンフレット等紙媒体について、提供を受けることができるものとする。

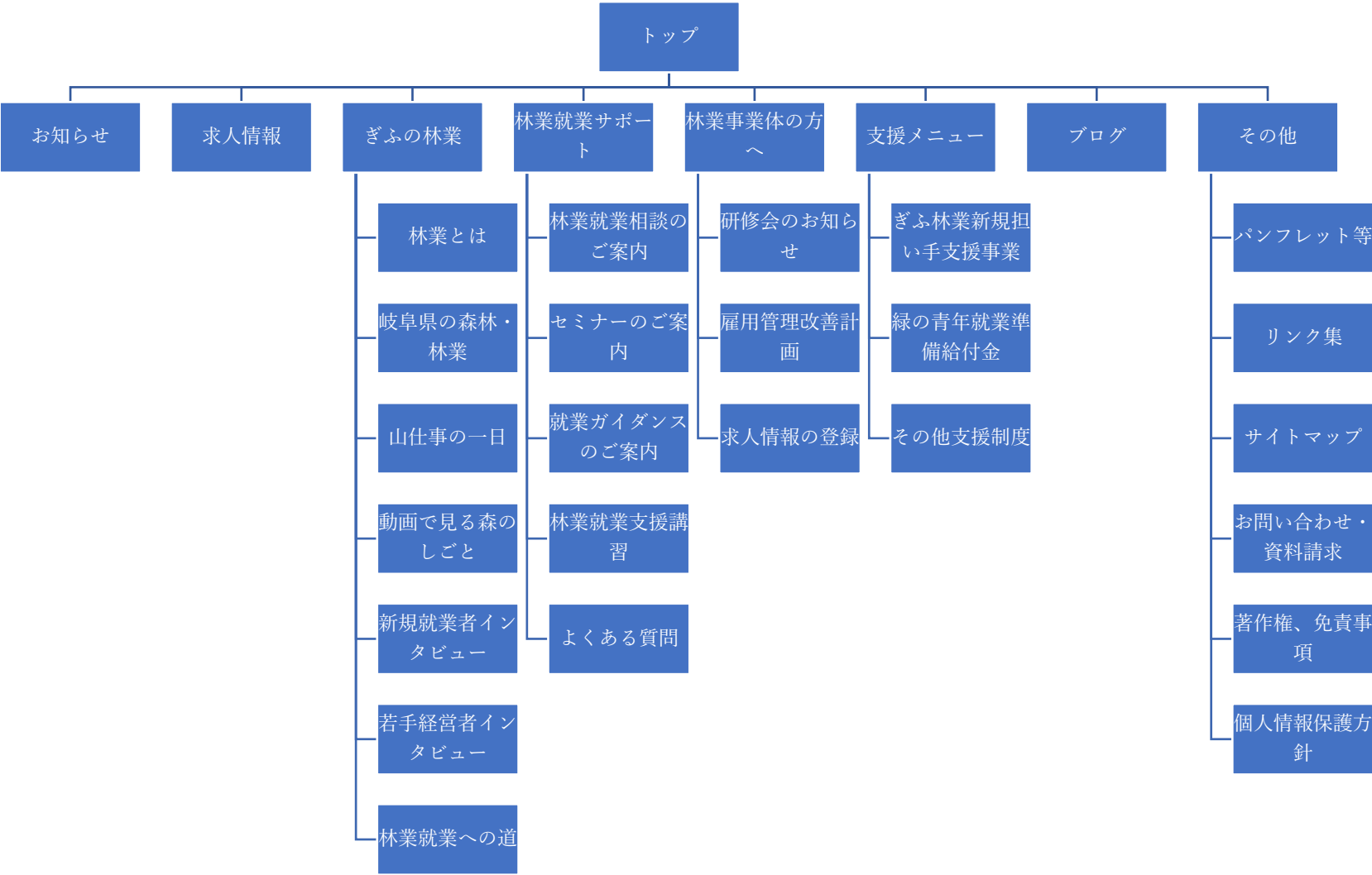
(2) 打合せ等

本業務委託に関する内容については、本仕様書によるほか、契約後詳細な打ち合わせにより、発注者と十分協議のうえ決定する。

(3) 協議等

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

図1 想定サイトマップ



別記 1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 ホームページが著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 ホームページが著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 ホームページの制作のために受託者が提供したホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真、動画
- 四 イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者にホームページ及び当該ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、ホームページ及び当該ホームページに係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「ホームページ等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、ホームページ等が著作物に該当する場合において、当該ホームページ等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、ホームページ等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(ホームページ等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、原稿・原画・写真・動画・イラストの電子データが入った納入物（保存形式：Illustrator データ、JPEG データ等）を引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の製作の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第 1 項の電子データが入った納入物の所有権は、引渡し時に発注者に移転する。